

細則 26-1 (改訂)

(公社) 全日本小品盆栽協会 役員報酬規程

(総則)

第1条 この規程は、公益社団法人全日本小品盆栽協会（以下、本協会と称する）「定款」第5章、第26条に基づき、本協会の役員報酬を定めるものである。

(役員報酬)

第2条 本協会の理事報酬は、理事会の議決を経て理事長が定め、報酬金額は次のとおりとする。

(1) 理事長	250,000 円/年
(2) 副理事長	150,000 円/年
(3) 専務理事	100,000 円/年
(4) 常務理事	80,000 円/年
(5) 理事	50,000 円/年

2 本協会の監事報酬は、総会で決議した総額の範囲内で監事の協議によって定める。

(職務手当の種類)

第3条 各委員会及び活動等に関する給料手当での支給は、次のとおりとする。

(1) 協会公式ホームページ管理者	200,000 円/年
(2) 総務経理（公文書）	200,000 円/年
(3) 支部・会員・「認定会」管理本部長	50,000 円/年
(4) 支部長	20,000 円/年
(5) 議事録書記	20,000 円/年
(6) 会長	50,000 円/年
(7) その他、理事会で議決した活動について理事会で審議し当該活動の終了後支払う。	

2 (1)(2)については、担当者の活動内容に応じて金額の範囲内で支給する。

(支払い)

第4条 役員報酬及び手当での支払いは前期分を実績に応じ、期首定期総会時に行う。

(細則)

第5条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が業務執行理事と協議して別に定める。

附則

1. この規程は、平成23年4月1日公益社団法人設立登記をもって施行する。
2. この規程は、平成28年8月24日の理事会において審議可決後施行する。
3. この規程は、平成29年8月28日の理事会において審議可決後施行する。